令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　氏名又は名称

代表者氏名

連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（事前確定運賃）設定認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

・平成１４年１月１７日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」１．（１）ニの事前確定運賃を設定する。

　　・運賃額は、平成３１年４月２６日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（以下「事前確定公示」という。）３．（２）により関東運輸局長が令和３年１２月２４日付けで公示した係数を用いて、事前確定公示１．（１）の方法により算定する額とする。

　　・適用方法は、事前確定公示１．（２）のとおりとする。

（添付書類等）

　事前確定公示２．（３）①から③に定める書類

1. ・別添のとおり　　・共通配車アプリ（名称　　　　　　　　　　　　　　）
2. 別紙様式
3. （電子媒体）の提出方法

　　　 ・ＣＤ－Ｒ／ＲＷ、ＤＶＤ－Ｒ／ＲＷ　　・その他（　　　　　　　　　　　　）

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　氏名又は名称

代表者氏名

連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（事前確定運賃）設定認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

・平成１４年１月１７日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」１．（１）ニの事前確定運賃を設定する。

　　・運賃額は、平成３１年４月２６日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（以下「事前確定公示」という。）３．（２）により関東運輸局長が令和３年１２月２４日付けで公示した係数を用いて、事前確定公示１．（１）の方法により算定する額とする。

　　・適用方法は、事前確定公示１．（２）のとおりとする。

（添付書類等）

事前確定公示２．（３）①に定める書類

・共通配車アプリ（名称　　　　　　　　　　　　　　）

**１．申請書の提出先及び提出部数について**

　○　提出先は、営業区域を管轄する運輸支局です。

　○　提出部数は３部です。（運輸局分、支局分、控え）

**２．添付書類の提出方法について**

○　紙媒体で提出する書類は、申請書（３部）にそれぞれ添付して提出して下さい。

　○　電子媒体で提出するものは、ＣＤ－Ｒ／ＲＷ、ＤＶＤ－Ｒ／ＲＷ等により提出して下さい。なお、ＣＤ－Ｒ等の部数は、１部で構いません。

1. 配車アプリの概要を示した資料

　 ・紙媒体で提出して下さい。

ただし、他の申請済み事業者と共通の配車アプリを使用する場合は、申請書に配車アプリの名称を記載することにより、当該資料の添付を省略することができます。

1. 実績年度の輸送実績（事前確定公示 別紙様式）

　 ・紙媒体及び電子媒体（Ｅｘｃｅｌファイル）の両方を提出して下さい。

　・紙媒体は、申請書（３部）にそれぞれ添付して提出して下さい。

・別紙様式のＥｘｃｅｌファイルは、関東運輸局ホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

関東運輸局ホームページ → バス・タクシー・トラック等 → タクシー → タクシー関係申請手続き（運賃関係）→ 事前確定運賃の要件及び適用方法その他の取扱いをまとめたものです。「別紙様式」（Excel）

<https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyoukaisi/unchin.html>

1. 実績年度の全ての運送における所定のデータ（Ｅｘｃｅｌファイル）

　 ・電子媒体で提出して下さい。